

盛岡市国民健康保険運営協議会開催のお知らせ

盛岡市国民健康保険運営協議会を次のとおり開催します。

令和6年12月27日

盛岡市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和7年2月5日（水）午後1時から
- 2 場 所 盛岡市役所 別館403会議室
- 3 協議事項
 - (1) 令和6年度盛岡市国民健康保険事業決算見込みについて
 - (2) 令和7年度盛岡市国民健康保険事業予算案について
 - (3) その他
- 4 傍聴定員 5名
- 5 傍聴の可否及び手続
 - (1) この協議会は、傍聴することができます。
 - (2) 傍聴を希望する方は、当日、会場で受付を行いますので、午後12時50分までに会場においでください。（受付時間 午後12時30分から午後12時50分）
 - (3) 傍聴を希望する方が多数の場合は、先着順に傍聴者を決定します。
 - (4) 開催時刻以降は、入室できない場合があります。
- 6 問い合わせ先 盛岡市市民部健康保険課業務係 吉田 TEL 019-626-7527

盛岡市国民健康保険運営協議会傍聴要領

盛岡市国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、運営協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 会議予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他の会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。